

1. 実施計画の構成について

■ 計画策定の趣旨

南丹市総合振興計画『実施計画』は、基本構想に示した本市の将来イメージ「森・里・街がきらめく ふるさと南丹市」を実現するため、将来にわたる財政の見通しや行政改革推進の視点に立ち、基本計画で定めた施策の方針に基づいて実施する事業について、その具体的な内容や事業費等の計画をお示しするものです。

■ 計画の期間

実施計画の期間は、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間とします。

なお、計画は社会情勢の変化や行財政状況等の動向に迅速に対応し、現実に調和したものとするため、毎年度の改定を行うローリング方式を採用した短期計画としています。

■ 計画策定の考え方

- 実施計画は、総合振興計画「基本計画」の 4 つの「章」と「節」、「施策の方針」に位置づけて重点的に行う事業として取りまとめて掲載しています。なお、今計画期間内に優先かつ重点的に実施すべき分野の主要事業の計画が明らかでない場合は、施策の方針の位置づけに示していない場合もあります。
- 事業実施期間については、実施期間が明確な事業についてはその期間を記入していますが、継続的な事業に関しては実施計画の計画期間である平成 22 年度までを事業実施期間として記入しています。
- 事業費については、「おおむねどれくらいの規模の事業であるのか」「1 年で終わる事業なのか、数年間係る事業なのか」「事業費は増えていくものか、減っていくものか、年次的にどのような推移が見込まれるのか」といった事業の性格をお示しするものであり、各事業の毎年度の実施は経済状況、財政状況などを考慮して、予算作成時には改めて検討がされるものです。